

## 資産除去債務の測定値の属性と割引率

## 考え方の整理

将来キャッシュ・フローに信用リスクの影響が含まれるかどうか、および割引率に信用リスクを反映させるかどうかにより、次の３つの組合せが考えられる。

	将来キャッシュ・フローに信用リスクの影響が含まれるか	割引率に信用リスクを反映させるか	論点整理における各案との関係（ ）
A 説	含まれる	反映させる	第 1 案・第 3 案
B 説	含まれない	反映させない	第 2 案
C 説	含まれない	反映させる	第 1 案・第 3 案

論点整理の第 1 案と第 3 案については、A 説と C 説のいずれの解釈もありうる。

## 各説の考え方

## 【A 説】

会社（X）が、10 年後に自社の固定資産の除去を処理業者（Y）に行わせ、同じ 10 年後に代金を支払うものとする契約を、現時点で締結するものと仮定する。

10 年後の時点で予想される支出額（見積りから乖離するリスクを反映後）は 100 であるが、Y は X が支払不能になっていても 10 年後の資産除去処理の義務を負うのだとすれば、Y は、10 年後の支払額として X の信用リスクを反映した金額（例えば 120）を要求するはずであり、これが市場の評価を反映したキャッシュ・フローになるものとする。

将来キャッシュ・フローに信用リスクの影響が含まれるとすれば、割引率には当然のこととして、リスクフリー金利（例えば 3%）に信用リスクを調整した後の率（例えば 5%）を用いることになる。この数値例では、現時点での価値は 74 となる。

## 【B 説】

上記の例において、X 社が自己の評価を反映したキャッシュ・フローとしては、10 年後に現金で支払う場合の金額（例えば 100）を使用するものとする。この将来キャッシュ・フローには信用リスクの影響が含まれていないことから、割引率についても信用リスクを反映させないことが適切と考える。この場合、現時点での価値は 74 となる。

## 【C 説】

将来キャッシュ・フローについては B 説と同様に、信用リスクの影響を含まない金額を想定するが、資産除去債務の公正価値（現時点で他者に移転するとした場合に支払うべき金額）は、その将来キャッシュ・フローを信用リスクを反映した割引率（上記の例では 5%）で割り引いた金額となるものとする。この場合、現時点での価値は 61 となる。

各説の検討

【A説】

<適切だとする見方>

市場の評価を反映したキャッシュ・フローと割引率の組合せと言えるのではないか。

<適切でないとする見方>

キャッシュ・フローに市場の評価を反映するとしても、このような前提ではなく、10年後に契約した場合の支出額を予想するのが自然な想定ではないか（B説の見方）。

この考え方で将来キャッシュ・フローの見直しを每期行うとすれば、支払時期が近づくごとに将来キャッシュ・フローをリスクフリーの金額まで減少させていくことになる。その場合、結果はB説と同様で、単に会計処理が煩雑となるだけではないか。

【B説】

<適切だとする見方>

キャッシュ・フローの予想としては、この想定の方が自然ではないか。

信用リスクに影響されていない将来キャッシュ・フローは、信用リスクを反映しない割引率で割り引くのが整合的で、退職給付債務の測定とも整合する。

<適切でないとする見方>

負債の当初計上額が公正価値と相違することになるのではないか（C説の見方）。

【C説】

<適切だとする見方>

負債の公正価値は、どのような負債においても、信用リスクを反映した割引率による現在価値なのではないか。割引債の発行と同様に考えれば、信用リスクの高い企業のほうが低い対価で負債を引き受けるという想定に合理性がある。

<適切でないとする見方>

将来キャッシュ・フローが信用リスクに影響されていないのに、信用リスクを反映した割引率を使用するのは、信用リスクの高い企業について負債を過小計上する結果となるのではないか（B説の見方）。

資産除去債務の場合、債務の移転先が実行不能となった場合には自分に義務が残ることになると考えられるため、移転先の信用リスクに対応する部分の負債計上も必要なのではないか（A説およびB説の見方）。